一般事業主行動計画（第８期）

令和８年４月１日
長野県国民健康保険団体連合会

職員が「仕事」と「生活」の調和を図り、働きやすい環境を整備することによって、全ての職員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定します。

１．計画期間　令和８年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの３年間

２．目標及び目標達成に向けた対策と実施時期

目標１　年次有給休暇の７日以上の取得者の割合を 80%以上にする。

・令和８年４月～
所属長は、定期的に職員の年次有給休暇の取得状況を確認し、計画的な取得を促す。

・令和８年 10 月～
年次有給休暇の７日以上の取得者の割合を 80%以上にする。

目標２　男性の育児休業取得率を 100%にする。

・令和８年４月～
所属長は対象となる男性職員を把握し、計画的な取得を促す。

・令和８年 10 月～
男性の平均育児休業取得率を 100%にする。

目標３　平均所定外労働を 10%削減する。

・令和８年４月～
事務効率化（DX 化）により業務をできるだけ簡素化する。

・令和８年 10 月～
必要に応じた事務分担の見直しなどにより、職員間の時間外勤務時間数の偏りを減らし、時間外勤務の削減を図る。